

具体的な一連の雇用管理に関する援助の業務または実務の経験

	法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
①氏名			
② 経験年数	20 年	20 年	7 年
③ 障害種別の経験		☒ 身体障害 ☒ 知的障害 ☒ 精神障害	☒ 身体障害 ☒ 知的障害 ☒ 精神障害
① 経営陣の理解促進	法人設立以来、就労支援の一環でこれまで述べ1000社以上に訪問を行いました。障害をもちながらも多くの方が働くことに興味を持っていること、就労後も継続すること等を伝えて障害者雇用を検討してもらうよう働きかけを行ってきた実績があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 2001（法人設立前）～06年、個人事業主として、同法人障害者共同作業所利用者（障害者）を複数回短期アルバイトとして雇い、障害者が社会で活躍する重要性を伝えている。 2006年より同法人に勤務し、授産施設、障害福祉サービスで左記の支援の実践と管理に従事。多くの企業経営者に障害者雇用の意義と効果を説明している	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
② 障害者雇用推進体制の構築	就労支援スペシャリスト（ES）が継続的に企業を訪問することで、障害者の雇用を推進出来るような体制の構築を目指した働きかけを行ってきた実績があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 2010年より就労移行支援事業所管理者として就労支援の指揮監督。 2022年より総合事業管理職として法人全体の就労支援の指揮監督。	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
③ 社内での障害者雇用の理解促進	企業経営陣だけでなく、必要時には現場担当者とも障害者雇用について、対象者の障害や特性、能力について話し合います。企業からの希望に応じて社員を対象とした障害についての研修を実施した経験があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 2006年以降の企業向けの講師を務めるなど理解・苦心活動に従事。2013年以降は自社内で私傷病により障害受傷した従業員の雇用管理、相談、環境改善などに取り組み、現在も慢性疾患を持つ従業員の雇用管理を担う。なお、自身も10年前に脳溢血を発症し、多少の高次脳機能障害を辞任している。	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
④ 当該事業所内における職務の創出・選定	ハローワークにすでに出ている求人にこだわらず、対象者の特性・能力に応じて職務の切り出しを提案してきた経験があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。支援員とともに積極的に新規求人を開拓している。 2010年以降、従業員採用においても障害の有無にかかわらず業務への意欲を重視して採用し、採用者が活躍できる業務環境を整えている。	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
⑤ 採用・雇用計画の策定	④の職務の選定・創出を踏まえて、求めるスキルや経験、人物像の整理等の採用・雇用方針の相談に応じてきた経験があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。企業の障害者採用の相談にもっている。 2010年以降、自社の採用担当として、多くの従業員を採用している。企業規模が小さいため、定期採用計画は策定できないが、欠員・増員にあわせその時々相談を受けている。	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。

⑥ 求人の申込みに向けた準備など募集や採用活動の準備	就労支援の一環として、対象者の希望を踏まえ、求人の労働条件の見直し等を企業との直接のやり取りを通して行ってきました。必要に応じて企業とハローワークの橋渡しも行ってきました。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 2010年以降、自社従業員採用においても障害の有無にかかわらず業務への意欲を重視して採用し、採用者が活躍できる業務環境を整えている。	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
⑦ 社内の支援体制等の環境整備	対象者がより力を発揮できるように合理的配慮や環境について対象者と企業の間立ち、環境整備を行ってきました。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 2013年以降、社内で疾患・障害・介護等を抱えながら働く従業員へのサポートを、一人一人の事情に合わせて構築している	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。
⑧ 採用後の雇用管理や職場定着等	採用後も企業担当者と共に当事者・職場環境の課題解決や、そのための仕組みづくり、キャリアアップに向けた継続的な相談・支援を提供した経験があります。	2006年以降、就労支援員のスーパーバイザー（責任者）として左記業務に従事。 支援員とともに雇用先企業に赴き、職場定着支援を行っている	就労支援スペシャリスト（ES）として左記業務に従事。また、アドバイザーとして就労支援専門員（実施者）の教育・支援にも携わる。

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※（表面）1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】

●援助の件数

就労移行支援事業所における R3年度～R5年度 の一般就労実績は128件
コンポステラR3:25件 R4:23件 R5:32件
ホワイトストーンR3:17件 R4:15件 R5:16件

●支援業種

支援対象者の希望に沿った多岐にわたる職種、企業へ支援を実施しました。

●具体的な支援内容

働きたい思いがある方は障がいの程度や診断の種別にかかわらず、すべての方を支援対象として就労支援を行ってきました。すでにハローワークに出ている求人だけでなく、対象者の希望に沿った職種、雇用形態の仕事につけるように支援を行っています。就職前は、ハローワークや企業見学への同行、求人情報の収集・提供、履歴書の作成援助や面接の練習等の就職活動に関わるすべてを支援します。就職後は、職場に定着できるよう本人だけでなく、対象者の家族や企業担当者にも定期的に接触し支援を行っています。また、個別にも企業の障害者雇用に関する相談にも応じ、求人票の条件等のアドバイスも行っています。